

千葉県環境審議会 鳥獣部会 議事録

日時 平成 21 年 9 月 7 日 (月)
午後 2 時 ~
場所 ホテルプラザ菜の花
3 階菜の花

目 次

1. 開 会	1
2. 鳥獣部会長あいさつ	2
3. 千葉県環境生活部長あいさつ	2
4. 議事録署名人の指名	4
5. 議案審議	
議案第1号 オスヤマドリの狩猟について（案）	4
議案第2号 キツネの狩猟について（案）	10
議案第3号 平成21年度におけるニホンジカの狩猟について（案）	12
6. その他	20
7. 閉 会	21

1. 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。
委員の皆様には、ご多忙中のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日の進行役を務めます自然保護課の橋本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第9条により原則公開となっておりますが、議案によっては非公開にすることもできます。本日の議案は公開でよろしいのではと考えますが、委員の皆様、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 どうもありがとうございます。
では、傍聴人を入れてください。

(傍聴人 入室)

司会 本日の部会は、7月の委員改選後初めての部会ですので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、当部会の柿澤部会長です。

次に、向かって右側の委員をご紹介します。

亀 田 委員です。

鈴 木 委員です。

羽 山 委員です。

吉 田 委員です。

次に、向かって左側の委員をご紹介します。

小野田 委員です。

勝 山 委員です。

中 村 委員です。

なお、安田委員におかれましては、所用のため本日欠席されるとの連絡がございました。事務局につきましては、

市原環境生活部長です。

渡邊自然保護課長です。

自然保護課 伏見鳥獣対策室長です。

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。お配りしてある配布資料一覧をご覧ください。

一覧に記載のとおり、

次第

鳥獣部会出席者名簿

鳥獣部会座席表

議案 1～21 ページ

資料 1～24 ページ

となっております。

よろしいでしょうか。

本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

本日の鳥獣部会は、部会委員数9名中8名の委員の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを報告させていただきます。

2. 鳥獣部会長あいさつ

司会 はじめに、柿澤鳥獣部会長からご挨拶をいただきます。

柿澤部会長 柿澤です。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

私、このたび初めて鳥獣部会長をさせていただきます。大変不慣れなところもございしますが、ご審議よろしくお願いいたします。

皆様、きょうはお忙しい中をおいでいただきまして、まことにありがとうございます。

きょうの議案は3件あります。知事から諮問のありましたオスヤマドリの狩猟について、キツネの狩猟について、そして最後に平成21年度のニホンジカの狩猟についてでございます。

ニホンジカにつきましては、去る7月13日に開催いたしました千葉県特定鳥獣保護管理計画ニホンジカ検討会において検討いただいた結果でございます。本日もご出席いただいております吉田先生がこの検討会の会長をされておられまして、吉田先生はじめ皆さん方には大変ご努力いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は4時までを計画しておりますが、十分にご審議をいただいて知事に答申したいと考えておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

3. 千葉県環境生活部長あいさつ

司会 続きまして、環境生活部の市原部長からご挨拶を申し上げます。

市原環境生活部長 環境生活部長の市原でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところをご出席いただきまして、大変ありがとうございました。

また、先月末になりますが、新しい委員の皆様にご就任をいただいたということで、千葉県の環境審議会の全体会を開催させていただきました。その中で各委員の構成、また部会長さん等々を決定させていただいて、部会での第1回目の会議でございます。今後、私どもの鳥獣行政のいろいろな課題についてのご助言、またご指導をいただきますことをよろしくお願いいたします。

冒頭、私のほうから、私どもを取り巻く鳥獣行政全体について簡単に触れさせていただきますが、本県の野生鳥獣の状況でございますが、生息数が減少し保護対策が必要な鳥獣がある一方、イノシシ、ニホンジカなど生息数・生息域が増加・拡大しているということも顕著な特徴でございます。

そういう中で、当然のことながら農作物にも多大な被害が出ているということでございます。

また、アカゲザル、アライグマ、キョンなどの外来種による生態系、生活環境、農作物への被害が生じているところでございます。

こういう中で、県では野生鳥獣対策本部というものを設置いたしまして、市町村、関係機関とも連携を図り、被害対策を総合的に実施しております。また、早急な対策が必要な今申し上げました特定外来生物につきましては、外来生物法に基づく防除実施計画を策定して防除を実施しているところでございます。

このような中、一つご報告、またご心配をかけたということでお詫びでございますが、去る 8 月 23 日、事故が発生いたしました。1 市町村が実施いたしましたニホンザルの有害鳥獣駆除におきまして、一緒に駆除に当たっていた同僚をニホンザルと見間違え、猟銃の誤射により死亡させてしまったという事故でございます。これは大変不幸な事故でもございます。有害鳥獣駆除は何よりも安全第一で行う必要がございます。

県としては、翌日の 8 月 24 日に、有害鳥獣捕獲を実施しているすべての市町村に安全対策の点検・徹底について文書による要請をしたところでございます。さらに今後、事故原因が判明し次第、市町村及び関係機関との安全対策会議を開催し、このような事故が二度と発生しないよう安全対策の徹底を図っていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、先ほど部会長さんから話がございましたように、オスヤマドリ、キツネ等についてのご審議をいただく予定になっております。詳細につきましては事務局から説明させていただきます。

引き続き新しい環境審議会がスタートしたところでございます。私どもの鳥獣行政はいろいろ課題を抱えているところではございますが、ご指導、ご助言を引き続きちょうだいいたしますことをお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 市原環境生活部長におきましては、所用がございますので、ここで退席させていただきます。どうぞご了承くださいようお願いいたします。

市原環境生活部長 大変申しわけございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

司会 それでは、これよりご審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第 33 条第 7 項の準用規定により部会長が議長を務めることとなっておりますので、柿澤部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

柿澤部会長 ご指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。審議のご協力、よろしくお願いいたします。

本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日ご出席の委員の了解を得た上で公開することになります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、私、部会長が了承の上で公開することで、ご了承をお願いいたします。

(「はい」の声あり)

柿澤部会長 ご了承いただきまして、ありがとうございます。

4. 議事録署名人の指名

柿澤部会長 議事録署名人の選出ですが、議長一任でよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

柿澤部会長 それでは、
小野田 委員
中 村 委員
にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

5. 議案審議

議案第1号 オスヤマドリの狩猟について(案)

柿澤部会長 それでは、平成21年8月28日付けで知事から千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に付議されました3議案について、ご審議をお願いいたします。

議案第1号「オスヤマドリの狩猟について(案)」、事務局から説明をお願いいたします。

渡邊自然保護課長 お配りしてある資料の「議案」と書いてあるものの2ページをお開き願います。議案第1号「オスヤマドリの狩猟(案)について」を説明いたします。

ヤマドリは日本にのみ生息し、その亜種であるウスアカヤマドリは、房総半島、伊豆半島、紀伊半島、四国南部及び山口県西部に分布しています。

ヤマドリは、主要な狩猟鳥であるため、生息数の減少が懸念されるため、狩猟期間は11月15日から2月15日までのところ、本県では昭和45年から1月16日から2月15日までを捕獲禁止とする制限を行いました。

その後、国が昭和50年から全国一円でメスヤマドリを捕獲禁止とする制限、及び一日当たりの捕獲数をヤマドリ及びキジの合計1羽までとする制限を行ったため、本県においては、同年以降、オスヤマドリについて捕獲期間の制限を行い、以後5年ごとにこの措置を更新してまいりました。

この間、県では、ヤマドリの増殖を図るため、昭和53年から、本県の在来種であるウスアカヤマドリを県内で捕獲した卵から増殖した上で、その生息域である県中南部の鳥獣保護区内に毎年度200羽程度放鳥し、生息数の回復を図ってきたところです。

3ページ、このグラフは、11月15日の狩猟の初日に登録狩猟者がヤマドリと何回出合ったかという経年変化を示すグラフです。

4ページは、狩猟期間中である11月15日から翌年の2月15日の期間中に登録狩猟者がヤマドリと何回出合ったか、経年変化を示すグラフです。

5ページは、登録狩猟者がヤマドリを何羽捕獲したか、経年変化を示すグラフです。

このような各種調査の結果によりますと、生息数の減少傾向は依然として進んでいると考えられます。このことから、引き続き5年間、この措置を延長したいと考えております。

なお、平成20年度の他の都道府県の禁止あるいは制限の状況ですが、全面的に捕獲を禁止しているところはありません。期間の制限、1月16日から2月15日まで捕獲を禁

止するという期間の制限ですが、それをしているところは、青森、岩手、秋田の3県ございます。それから場所を制限している県が2県ございます。島根県及び香川県が、一部地域を指定し、当該地域を捕獲禁止とする場所の制限をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

柿澤部会長　　ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の方からご意見をいただきたいと思ひます。どなたかございませんか。

羽山委員　　ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、減少の歯止めがかからない主な原因は何なのでしょう。

伏見鳥獣対策室長　　ヤマドリが減少している原因ですが、従前から山の中にあつた畑、水田等が放棄されて、餌場が減少したこと。それから、新たに植えられた造林地、下草のある林が減少して、隠れ場が減少したこと。それから開発。例えばゴルフ場の開発ですが。そういったことによつて生息環境が消滅してきている。こういったことが原因だということは一般的に言われているようです。つまり、ヤマドリの生息環境が減少していることが主たる要因だということです。

羽山委員　　そうであれば、捕獲の制限とかいうことでは回復が期待できないと思ひますが。どうして捕獲の制限が必要なのか。それから、放鳥されているわけですね。それが実際、今おっしゃつたような原因で定着できていない。それを裏づける何かデータはあるのでしょうか。

伏見鳥獣対策室長　　具体的にそういった生息数を調査する方法がまだ科学的な形では確立されていないということで、他県においても同様にないということでありませう。

柿澤部会長　　大事なところだと思ひますけれども。このデータ「ヤマドリの出合状況」は、シーズン中どのぐらい出合つたかというのは、これは「多い」「少ない」をするのでしよけれども、鈴木委員にお聞きしたいのですが、狩猟者が減少しているということと出合い回数の減少といったこととは関連があるのでしょうか、どうなんでしょうか。

鈴木委員　　今、狩猟者は、鳥類の狩猟をする方が少なくなつてきているのです。半面、四つ足というか、イノシシとかそちらのほうへ狩猟者の目が向いているわけですね。イノシシの囲い猟などをしますと、かなりヤマドリとの出合いはありますが、それは、大勢の狩猟者で行いますので、同じ鳥を何回か見ているのかもわかりませう。1人で狩猟に、そこへ後で行つてもなかなか出合いがない。そういう実際の傾向はあります。

確かに今、県のほうでおっしゃいましたように、生息環境が悪くなつたのも一因ですね。私も前は鳥類のヤマドリ専門でやつておりましたが、その沢へ行つてもやはり荒れ放題で、ヤマドリの水飲み場もないわけですね。畑に出て行つても荒地も多く、環境の変化が大分影響しているのかなど、そのように考えております。

一方、いま質問の中にあつましたが、放鳥の羽数は200羽程度です。それはどのくらいの大きさのものを何回に分けて放鳥しているのか。一気に200羽を繁殖者に注文して、大きいのもあれば小さいのもありますが、それを1回で放鳥してしまうのか。その辺の質問です。

柿澤部会長　　鈴木委員から、確かに自然状態は荒れているという話があつて、今そういったような状況で、絶対数はよくわからないのですが、放鳥の仕方に問題があるのではないかと

いう質問を受けましたが、そこら辺のところは県のほうはいかががお考えですか。

伏見鳥獣対策室長 生後120日前後の幼鳥を放しています。時期は、この9月下旬ごろに、各センターごとに、この200羽前後を4回か5回に分けて鳥獣保護区の中に放鳥しています。

鈴木委員 月齢は。

伏見鳥獣対策室長 120日です。

鈴木委員 4ヵ月齢ですね。そうすると、成鳥にはまだなっていませんよね。

伏見鳥獣対策室長 成鳥ではありません。

鈴木委員 そうしますと、放しても無理なのかなという感じです。もう少し大きくして、それを3回か4回に。成鳥に近いものを放鳥してくれれば、どうにか採餌能力も発揮できるのでいいかなという感じがしますけどね。

伏見鳥獣対策室長 生産業者といいますか、そちらのほうの話では、この程度が適切だというアドバイスをいただいているということが一つ。もう一つは、長期間飼えばコスト的に高くなってしまいます。それから、この放鳥の時期がまたさらに遅れますと狩猟の時期に入っていくということで、定着がちょっと心配だと。そういった幾つかの理由がありまして、この時期にということではいま現在やっております。

鈴木委員 それはわかりました。

確かに4ヵ月以後はかなりの餌を食べます。繁殖業者は採算に合わなくなってしまうので、県のほうにそのように話をしているかもわかりません。しかし、それならば、200羽を150羽にして、それで放鳥したほうが生存率がいいんじゃないかと、そのように私は考えますけれども。そうでなければ、繁殖業者にもう少し頑張ってもらって、大きくなったものを放鳥するような考えも必要なのかなという感じはしますね。

キジも確かそうなんです。4ヵ月過ぎますと、早く早くというようなことで県猟のほうにも来ますけれども、我々としては、放鳥ただけで義務を果たしたというのではちょっとまずいなという感じもありますので、繁殖業者を選んで、頑張ってもらうようなところに依頼しながらやっているんですけどね。

伏見鳥獣対策室長 参考にさせていただきまして、来年度以降、検討いたします。

柿澤部会長 放鳥についてのご意見ありがとうございました。

羽山先生がおっしゃった、基本的にヤマドリが減ってきている、それについてどうしていかうかというような、もう少し建設的な考えを示していかないといけないと思うのですが、制限が、全面禁止している県がない、それと期間のみあるいは場所のみの制限ということですが、羽山委員、この程度のことで生物科学的に見てどんなものですか。

羽山委員 5年前も同じような判断で狩猟制限を延長されたのだと思います。では、この5年間で一体何があったのかが全くわからない。先ほど部会長がおっしゃったように、出合状況というのは、当然、単純な回数ではなくて、出猟者数、あるいは捕獲努力量とか、そういう経年的な変化を比較できるような調査をやらないと何の意味もないですね。そういう客観的な情報が全くなくて、私は狩猟制限を続けることは全然反対するつもりはないのですが、これ5年後にまた同じように判断しなければいけないのかなということで、今後これをどうモニタリングしていくのか、その中で次の5年後にその結論をどう評価するかというのをあらかじめ決めておく必要があるのではないかという気がします。ですから、今、鈴木会長がおっしゃられたように、放鳥のやり方ですね。これは実際に放すわけですから、

その個体に標識もできるわけですし、小型発信機をつけるなりして追跡も可能なわけですし、実現性のある調査手法がありますから、きっちり追った上でそのやり方を見直すということを進める必要があるのではないかと思います。

柿澤部会長　吉田委員、そこら辺の個体数について……。

吉田委員　私から一つ質問ですが、ヤマドリとコジュケイが重複して生息しているようなところで、どちらが多いとどちらが少ないとか、そういうようなことがあるのですか。その辺は私はよくわからないので、逆に鈴木委員あるいは県のほうでもご存知でしたら教えていただけたらと思います。

柿澤部会長　ヤマドリは在来でコジュケイは外来ですが、ヤマドリはキジと比べて、キジよりもさらに山の中、森林の中の鳥だと思うのです。むしろコジュケイとキジがかなり遭遇すると思うのですが、両者が生きていかれるというのは、そこに生活の違いが若干あってうまくやっていけるのかもしれませんが、県内のキジ、ヤマドリ、コジュケイの基本的な生息域とかそういったようなデータは県のほうで持っておられるのでしょうか。

伏見鳥獣対策室長　キジのほうはありますが、コジュケイはそういったデータはございません。

柿澤部会長　キジとヤマドリの棲み分けというか、場所の違いというのは鈴木委員に聞けばわかるのでしょうかけれども、かなり棲み分けているというか……。

鈴木委員　昔は、ヤマドリは家や里から離れたところ、沢水の豊富なところにおいて、コジュケイは家の周りに多くいたのですが、近年は、ヤマドリも里に下りてきてしまっているのです。コジュケイと生息域が一緒になっている可能性が今ございますね。先ほどから話されているように、それだけ山奥の環境が悪くなっている。また、それに加えてヤマドリを傷める動物も多くなっており、生息数がかなり減少してきているという傾向があります。半面、今、コジュケイは、房州の南のほうはどうかわかりませんが、私の海匝のほうは増えている可能性があるところもございます。

吉田委員　わかりました。

柿澤部会長　大分人里に下りてきているということですが、亀田委員の地元ではいろいろ鳥害獣の問題が起こっていますが、ヤマドリに関してはどうですか。

亀田委員　自分は、ヤマドリがどうかというのはよくわかりません。ただ、今お話を伺っていて、僕は自分自身の情報はこれしかないのですが、国のほうではメスは捕獲はゼロにしちゃったというんですね。この5年間減ってきたからこの措置をどうするか。この措置をどうするかというのは、さっき先生おっしゃったように、これは絶対に賛成であって、どうやって減ってきてどうするかというのは、またちょっと違った議論になってくるんじゃないかなと、そんな気が今しています。自分たちのところは、何と言ったってイノシシとサルとシカが今しょっちゅう目の前まで来ているので、その危険は感じてはいますが、鳥に関してはちょっとわかりません。

柿澤部会長　そのほかの委員の方で、小野田委員、何かございますか。

小野田委員　私は、ヤマドリの生態の話もいろいろあるのでしょうかけれども、現実のある程度の制限をかけてやっていくというのが対応としては一番。これまで通りでいいのではないかと思います。

柿澤部会長　勝山委員はいかがですか。

勝山委員　「主要な狩猟鳥」というはどういうことですか。獲ってもいい鳥ということですか。

それとも、必ず獲らなければいけない鳥ですか。

柿澤部会長 狩猟はゲームですけれども、狩猟期間中に獲ってもいいという鳥です。それは種類がだんだん少なくなって、カモの仲間とか。

勝山委員 獲ってもいいと言っておいて、だんだん数が少なくなってきたからどうしようかという話ですね。

柿澤部会長 それで制限しているわけですが、羽山委員の話では、こんなに減っているのだから、現状をもっと知らなきゃいけないんじゃないかという話です。それは確かにそのようだとは思いますが。

勝山委員 「主要な」というのは何ですか。

鈴木委員 「主要な狩猟鳥」というのは、狩猟鳥の中で、キジ、ヤマドリとか、狩猟者が主に目的とする、そういう意味ではないでしょうか。どうなんですか。

渡邊自然保護課長 そのとおりでございます。

柿澤部会長 中村委員、何かご意見ございますか。

中村委員 私も、先ほど亀田委員がおっしゃったとおり、実感としては、農業関係ですから、特に被害のあるものの関係のほうが切にしておるのですが、いずれにしても、このデータを見ても、すべて右肩下がり、生息数が減少しているというのは確かなんですね。ただ、5ページの捕獲数というこのデータの根拠というか、どのようにして把握して、これが本当に精緻なデータなのか、その辺が……。ハンターに聞きますと、ヤマドリというのは非常に人気がある、キジよりもいいと。なかなか獲れないというのは確かなようですが、獲っても、きちんと届出をするのか。どういう形でこのデータを作成されているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

伏見鳥獣対策室長 これは狩猟による捕獲数ということで、狩猟につきましては、免許を持っている方は県のほうに登録していただきます。シーズンの終わりにその報告をしていただいたということです。ですから、このデータ自体は全体の数字かどうかというのは確約はできませんが、ほぼ傾向的には出ています。このデータ以外には、我々は例えば古くからのハンターの方と話をしますと、昔はヤマドリは結構楽しく獲れたのだけれども、最近はお出合わないからヤマドリを獲りに行かないのだという話をされる方がやはり多いです。それが皆さんの実感のようです。

亀田委員 ついでにわからないのでお伺いしたいのですが、5年間この措置を延長したいとありますが、このまま放っておいてこの5年間で今と同じようなことをやった場合には、もっと減っちゃう可能性があるわけです。だったら、獲らないようにする。数が本当に減っていくのだったら、捕獲はしないほうがいいのではないかと、単純にそう思う。これを5年間続けた場合に、今より減る可能性があるのか、どのぐらいに数字が動いていくのかということをお伺いしたい。ハンターの方の楽しみのためにそれをやるということはあるかもしれないですが、本当にいなくなっちゃうのだったら、やめちゃってもいいのではないかと、単純に思ったのだけど。

伏見鳥獣対策室長 その辺は、データとして減少傾向にあるというところまでは把握できていますが、先生方ご指摘のとおり、主たる原因は何なのかというのは、そういった生息域が減っているということがよく言われている、あるいはそういう把握をしておりますが、この後さらに減るのかどうかというところまでの推測は今現在はできていないです。

亀田委員　だとすると、さっき羽山先生がおっしゃったように、その辺のところをもう1回きちっと考えてやったほうがいいんじゃないかという感じがします。

渡邊自然保護課長　このデータの提示の仕方一つ問題だと思うのですが、狩猟者というのは年々これは総計で出ていますので、例えば出会いと言ったって、何人の狩猟者が出合ったか、分母が載っていないわけです。ピシッとした数字に今は表わしていないのですが、内部でヤマドリとの出会いを狩猟者で割ってみたところ、総体としては緩やかな減少傾向にあるという状況でした。

今後5年間、このような措置を取っても増えることはないと思います。ただ、極端に減ることはないだろうという、内部の計算上のものは持っております。根拠としては本当に大ざっぱで、科学的とは言えないものでありますので、ほかのもうちょっと科学的な手法があるのか、なかなか研究者が少なくて確立されていなくて、それはちょっと難しいかもわかりませんが、少なくとも狩猟者の方の出会いも、分母で割るとか、地域で見てもどうか、そういった科学的な毎年の調査を今後やって、またその後に反映していきたいと考えております。

吉田委員　5ページ、捕獲したもののうち放鳥したものは、マーキング、足輪とかそういうので区別されているのですか。

伏見鳥獣対策室長　オスヤマドリにつきましては、おっしゃるようにつけてございます。

吉田委員　メスについては付いていない。少なくとも、例えばメスのほうも付けたら……メスは禁止されているから、付けても、この数には入っていないのですね。では、今、狩猟で捕獲された120羽のうち、何羽がマーキングされているものなのでしょう。

伏見鳥獣対策室長　ゼロだということです。

鈴木委員　放鳥を保護区と言いましたね。ここで言うのは狩猟区域からの捕獲数でしょう。保護区にどのくらい生息しているかというのは把握はしていませんよね。

伏見鳥獣対策室長　狩猟区域以外は把握できていません。

鈴木委員　そうですね。保護区にどのくらい生息しているのか、それはわからないものね。ヤマドリというのはテリトリーがあるから、外へ追い出される可能性もありますが、その辺のところ、狩猟区域でこれだけ捕獲しているということであって、放鳥した保護区での生息数が把握されていない。今、環境問題とかいろいろ問題にしていますが、そこにちょっと問題があるのかなという気もしますけどね。

柿澤部会長　いろいろご審議いただいでいて、問題点はかなりはっきりしてきたと思うのですが、5年間とりあえず捕獲禁止措置を続けるということに関してはご異存はないと思うのです。ただ、羽山委員がおっしゃったように、この5年間に、次の5年までに基本的な資料は必要ですね。そのためには、基本的な調査を試みる必要があると思います。

ヤマドリは世界的にも日本にしかなくて、日本の特産種です。外国の人たちにとっても、分類学的にも系統学的にも注目の注がれている種であって、ここで絶滅なんていうことになる、トキとかアホウドリと同じ、それ以上に、人類にとって痛手になるわけで、県として、今回はこのままにするとしても、5年の間にどういう基本的な調査ができるかということを考えていただく。それが附帯事項というところですが、文書に残さなくても、そういう基本的なデータをつくることを考えていただきたいということです。それはいかがでしょうか。

伏見鳥獣対策室長 その方向で検討いたします。

柿澤部会長 では、それをよろしく申し上げます。

今、そういうお話をいただいているわけで、そのことを心に入れて、この議案に対して原案どおり承認していただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

柿澤部会長 ありがとうございます。

議案第2号 キツネの狩猟について(案)

柿澤部会長 次に、議案第2号「キツネの狩猟について(案)」を、事務局から説明をお願いいたします。

渡邊自然保護課長 「議案」の7ページをお開きください。キツネの狩猟(案)について説明いたします。

キツネは、北海道から九州まで広く分布し、本州には亜種ホンドギツネが生息しています。

県内の生息数は以前から少ないと言われ、例年、狩猟による捕獲数は3頭程度でした。

平成8年度(1996年)にアンケート調査を実施したところ、「県内には広い範囲で分布するが、生息数は極めて少ない」との結論となりました。

このことから、保護を図るため、平成11年11月1日から5年間、捕獲を禁止する措置を行い、その後1回更新したところです。

議案の8ページですが、これは、環境省による自然環境保全基礎調査の第2回基礎調査と第6回基礎調査によりキツネが確認された場所を示しております。赤いところが第2回調査でのみ確認、オレンジ色のところが第6回調査でのみ確認、第2回と第6回の両方で確認というのが緑のところですが、ほかの都県と比べて、千葉県は自然が豊かな地域でも未確認という場所が多いということがわかつてお思います。

次に9ページ、これは捕獲や目撃情報の変遷を示しております。目撃されている地域は、右に行くほど新しいのですが、拡大傾向にあるということが示されると思います。一番左側が、国の第2回調査で1978年～1979年の調査。真ん中が、国の第6回調査で1996年～2001年の調査。一番右側が、千葉県で狩猟登録者出合状況の調査をこの年数の間まとめたものです。

次の10ページから14ページは、過去5年間の千葉県内の登録狩猟者による出合状況を示すものです。千葉県地図の下に年度と出合いの件数を書いてありますが、年度によってかなりバラツキがあると思われます。あと、メッシュを見てもらいますと、出合いがあった地区が分断されているというか、孤立傾向にあるということがわかつてお思います。

以上のことから、キツネについては、分布としては拡大傾向にあるとは考えられますが、キツネは広域の採餌面積を必要とするテリトリー性のある種でありますので、シカやイノシシとは異なって密度が高くなりにくいことから、分布は拡大傾向にあるとはいえ、生息密度は依然として低いと考えられます。

また、確認地域が孤立していることから、数頭の狩猟圧であっても地域個体群の維持に大きな影響を与えることが考えられます。

以上のことから、引き続き平成 21 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日までの 5 年間、この措置を延長したいと考えております。

以上でございます。

柿澤部会長　ありがとうございます。

ただいま事務局より説明のありました議案第 2 号についてご審議をお願いいたします。ご質問、ご意見等ございましたら、述べていただきたいと思っております。

私はまだ県内でキツネに会ったことがなくて、キツネがどこにいるのかよくわからないのですが、亀田委員の地元は野生動物が多いようで、キツネの害とかいうのは……。

亀田委員　聞いたことないです。

柿澤部会長　そうですか。

何かありましたら。

羽山委員　質問ですが、そうは言っても 2003 年から 2007 年の分布を見ると、かなり県内広域に都市部を除いたところで目撃例があるということですね。そうすると、例えば交通事故とか、あるいは犬の疥癬にうつって衰弱したとか、犬の病気は完全にキツネにいきますので、そういうので、現物といいますか、キツネ自身が確認されているのかなとちょっと思ったので、その辺の情報を教えていただきたいのですが。要するに、単なる「目撃」と書いてありますが、実際には 2000 年代はずっと捕獲が禁止だったわけですね。ということは、交通事故とか、例えばアライグマのわなに混獲されたとか、そういう実際にキツネの生息情報というのはどの程度あるのでしょうか。

伏見鳥獣対策室長　報告の限りでは、そういった交通事故であるとか、アライグマのわなにかかったという報告事例はありません。

羽山委員　目撃だけですか。

伏見鳥獣対策室長　はい。

柿澤部会長　これは、狩猟者の目撃回数ですね。

渡邊自然保護課長　あと、事故関係は知る限りは情報は入っていないのですが、狩猟者以外の情報としましては、「利根川の河川敷に穴を掘っているんだけど、堤防なので崩れないか」という問い合わせがあったり、あるいは東金の食虫植物の群落の周辺でキツネが生息しているとか、その程度はございますが、県下全域からいろいろな照会が狩猟者以外からあるという状況にはございません。

鈴木委員　今、利根川の話が出ましたが、ちょっと気になることがあります。利根川の上流で大水があつて流れてきたことはなかったですか。そういう話はあるんですよ。群馬とかのキツネがごみに乗ってきて、それで河川敷に棲みついたと。大雨になるといろいろな動物が上流から来る。タヌキも一斉に増えるときもある。河川敷の場合、そういう傾向があるということです。

伏見鳥獣対策室長　河川敷の話は、河川管理者から、「堤防に穴をあけられちゃうと……」という話題から、あつたという話は聞いております。

鈴木委員　上流から流れてきた。

伏見鳥獣対策室長　その話は存じませんでした。

鈴木委員　今、この表を見て、このときに上流域で大雨か何かで来たことがあるのかなという感じがしたんです。その後、見てみますと、ぐっと減っているから。ただ、南のほうは、

目撃情報。私はあまり目撃しないですけどね。

羽山委員 猟友会の方を信じていないわけではなくて、中型動物は主に夜行性なので、僕らでも区別は難しいですね。真っ昼間にキツネに出合っているのだとすれば、相当いるはずですね。それが実際に確たる情報がないというのはどうしてなのかなというのが一つ。

それから、アライグマの拡大とかそういうものと本当に見分けがつかない例が結構あるので、そういうので、実際、特に房総丘陵に関しては、カメラトラップを使うとか、キツネがどの程度生きているのか、ほかのタヌキとかアライグマに比べて本当に多いのか少ないのか定量的な調査をしないと、これまた分布が広がったというのが今後どの程度意味があったのかが確認できないのではないかと思います。

鈴木委員 反論するようですが、これはイヌを使いますので、おそらくそれで目撃していると思います、ハンターは。ただ見ているのではなくて、イヌを狩猟に使います。それに追い出されたので目撃していると思うんですよ。

ただ、確かにアライグマとかそれらについてもイヌはやりますので、そこで見間違う可能性もある。

柿澤部会長 全国的に見て、はじめの図でも見て、かなり密度が薄いということはわかりますが、保護するというあれではないけれども、もう少し様子を見るということではよろしいでしょうかね。

それでは、議案どおり5年間捕獲禁止を延長するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

柿澤部会長 ありがとうございます。

議案第3号 平成21年度におけるニホンジカの狩猟について(案)

柿澤部会長 それでは、議案第3号「平成21年度におけるニホンジカの狩猟について(案)」を事務局からご説明願います。

渡邊自然保護課長 16ページをお開きください。説明が長くなって恐縮ですが、ニホンジカの狩猟案について説明いたします。

ニホンジカは全国的に生息数の減少が見られたことから、国により昭和22年から全国一円でメスジカの捕獲が禁止されました。しかしながら、その後、生息数が増加し、農業被害や植生等への被害が深刻化したために、平成19年度に、環境大臣により狩猟が禁止されていたメスジカについて、捕獲禁止措置が解除されました。一人1日1頭までの捕獲制限を設けた上で、これによりオス、メスとも狩猟が可能となっているところです。

なお、国による捕獲制限は、法律により都道府県による解除が可能となっております。

県内の状況ですが、千葉県はニホンジカは房総半島南部に孤立して生息する個体群で、捕獲による圧力の影響を受けやすく、絶滅の危険性があったため、本県では昭和36年からオスジカの捕獲を禁止いたしました。その後、農林被害等が深刻化したため、市町等による有害鳥獣駆除が実施されてきましたが、一部解除等狩猟の見直しも随時実施してきたところです。

また、県内のニホンジカは孤立した貴重な個体群でもあることから、平成17年4月に「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)」を策定し、また平成20年4月に「第2次

ニホンジカ保護管理計画」を策定しているところです。将来的に維持すべき目標頭数は1,000～1,500頭とし、生息数の調整を図っているところです。

もう一つの「資料」と書いてあるほうの1ページをご覧ください。

これは、ニホンジカの個体数、何頭推計されるかというのを再計算したものです。算出式の見直しを行ったところです。これは、これまで糞粒調査とか各種調査データの蓄積が進んだということで、最新のデータから見直しを行ったというものです。

その結果ですが、19年度（昨年度）末推定頭数は4,319～4,465と書いてあります。約4,400頭が19年度末という推計をしておりましたが、最新データの新たな推計ですと4,988頭ということで、約5,000頭と推計されます。また、20年度末は、5,395頭、約5,400頭と推計されるということです。

2ページをご覧ください。これは捕獲数の推移です。

「県による捕獲数の調整」、これは今やっておりますが、それと「市町村等による有害鳥獣捕獲」「狩猟」、その合計の数字を見ていただきますと、基本的には捕獲数は年々増加しております。一番下の行、平成20年度ですが、1,725頭の捕獲となっております。捕獲数は増加しておりますが、出生数以上の捕獲というわけにはいかないということで、生息数の増加が続き、先ほど言いましたように、20年度の推定生息数は5,395頭という数字が出ております。また、この春の出産期の後は7,240頭に増加するものと推計されているところです。

「議案」のほうに戻っていただきまして、17ページ、ここには今申しました推定生息数を折れ線グラフで示しております。

18ページは、捕獲数を棒グラフで示しております。

次に19ページ、これはニホンジカによる農林作物等の被害状況についてのグラフです。一番右に「全県」がございますが、これは平成18、19、20年度の3カ年のものですが、18、19年度は被害総額は概ね600万～700万程度と横ばいでしたが、20年度については1,490万円と大幅に増加したところです。これは各市町村から申告のあった数字を県のほうでまとめたものです。

「資料」の3ページをご覧ください。これは平成20年度（昨年）の狩猟の市町村別の方法別の内訳です。

網猟及びわな猟、そして入猟者承認制度に基づく銃猟規制の下で、いずれも捕獲頭数の制限を加えた上で実施し、銃猟で131頭、網猟はゼロで、わな猟で34頭、合計で165頭という状況でした。

網猟とわな猟の規制としては、狩猟期間中に一人20頭までという制限をしたところですが、実績としては網猟はこのとおりの実績がなく、わな猟の実績は20年で34頭ということだったので、一人当たりの平均捕獲数は1.7頭、一人当たりで最大獲った者でも6頭ということで、わな猟の一人20頭という制限に達した方はおりませんでした。

もう1枚めくって4ページをご覧ください。これはニホンジカの昨年度の銃猟の結果です。

銃猟の規制として、承認チーム数は全体で予定としては25チームでしたが、結果としては1チーム少ない24チームでした。

1チーム当たりの狩猟の承認者数は、10人から20人までとしておりました。

さらに、捕獲数の制限を、狩猟期間中、一人 10 頭までとしたところです。

一人当たりの捕獲数は、これは鋸南町ですが、多いチームで 0.91 頭、平均では 0.38 頭でありまして、10 頭という制限に達した方はありませんでした。

なお、シカ猟に起因する事故、違反はございませんでした。

「議案」に戻っていただきまして、20 ページをお開きください。この 20 ページが、平成 21 年度におけるニホンジカの狩猟についての具体的な案でございます。この案は、7 月に開催された千葉県特定鳥獣保護管理計画ニホンジカ検討会で検討いただいた結果です。

説明いたしますと、網・わな猟と銃猟に分けておりまして、網・わな猟については、実施区域は県下全域、捕獲数の制限については狩猟期間中に一人 20 頭までということで、これは昨年度と同じ内容です。

次に銃猟ですが、実施区域については南房総市を加えております。ニホンジカの生息が確認されておりまして、また地元の了解が得られた南房総市を加えて、合計で 9 市町の実施案になっております。チーム数については、南房総市の 1 チームと、富津市をプラス 1 チームにしてあります。これは地形的に入猟の余力があると考えられるということで、富津市をプラス 1 チームとして、チーム数とすれば昨年度の計画より 2 チーム多い 27 チームとしております。1 チーム当たりの承認限度人数は、10 人から 20 人ということで、昨年度と同様でございます。

次に、「議案」の 21 ページをご覧ください。これは、ニホンジカの狩猟に係る安全対策のメニューでございます。

先ほど言いましたように、昨年度、ニホンジカの狩猟に関する事故とか違反はございましたが、先ほど部長が挨拶の中で申したとおり、8 月 23 日に市町村のサル有害鳥獣捕獲で誤射の死亡事故が発生したことも踏まえまして、ニホンジカにおいても安全対策のより一層の徹底を図らなければいけないと思っております。

ここに掲げてあるメニューは昨年度と同じですが、特に目立つ服装の着用とか、あるいは終わるまでは絶対に脱がないとか、矢先の安全確認とか、そういった基本事項について狩猟者登録のときや講習会において特に指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、この前のサルの事故に関しては、部長からも申し上げましたけれども、翌日の 8 月 24 日に文書によって安全対策の点検徹底を関係市町村に要請しまして、あと 9 月 18 日に関係市町村と関係機関と一緒に安全対策会議を開催して一層の徹底を図るということを計画しております。

ちょっと長くなりましたが、よろしく願いいたします。

柿澤部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明についての質疑に入る前に、このニホンジカの千葉県特定鳥獣保護管理計画という検討会があるそうで、その座長を吉田先生がされていらっしゃるのですが、具体的にどういふことを討議されてきたのか、ちょっとご紹介いただきたいのですが。

吉田委員 私も加わっての検討会議での結論ですから、もちろんこの内容には賛成なのですが、その中で幾つか議論もあり、今回特にお願したいことが幾つかあります。

一つは、今、課長からも話がありましたが、8 月に事故があった。これは狩猟ではなくて有害鳥獣駆除ということですが、事故があったことでもありますので、狩猟に関しても、今回の場合は入猟者承認制度を使うということで、どの市町村でどの時期にということが

くじ引きのような形で決まっていきますので、もしこれで事故が起きてしまったらこの制度自体がまた問われることとなりますので、ぜひ、その説明会のときにそちらに来られた方々に安全に関しては注意をお願いしたいと思います。それが1点でございます。

二つ目ですが、実はこの入猟者承認制度を使つての狩猟をニホンジカの保護管理に取り入れていったのは、皆さんのお手元の「資料」の2ページ目をご覧くださいと流れがわかりますが、平成17年から始めて、最初のほうは少しずつ試みながらやってきましたので、徐々に増えて165頭ということではあります、これで非常にたくさん獲れるというわけではないのです。それぞれの狩猟者の方が自分たちの趣味としての狩猟でやられるわけですので、なるべく多いところで獲っていただきたい、あるいは分布の最前線のところで獲っていただきたいと思うのですが、保護管理のために獲っているという形ではないのですから、やっぱりおのずと限界がある。そこで、一方では県による捕獲調整が平成17年度以降はやっていないということで、その分、市町による有害鳥獣捕獲が増えて、かなり精一杯努力はしていただいていると思うのです。そういった中で出たこととしては、ここにはそういう表はないのですが、市町による有害鳥獣捕獲の中の内訳で、それはそれぞれの市町の捕獲従事者の方のご都合もあると思いますが、銃を中心に行っているところとわなを中心に行っているところと、それぞれあるわけですが、その効率とかそういったものも、それぞれの市町ではこのやり方がいいということやっていらっしゃると思うのですが、お互いにもうちょっと情報交換したらもっとこの中での市町による捕獲のほうもうまくいくようになるのではないかという意見もありまして、ぜひ互いのところに出かけて行って情報交流するようなこともやったらどうかと、そういう意見も出ておりました。ですから、そういったことをやることによって、もうちょっと市町による有害鳥獣捕獲が進むということももう少し期待できるのではないかと。

もう一つ、委員から出ておりましたこととしては、県による捕獲数調整はご存知のとおりサルの捕獲時の事故以降やめているわけですが、全体的には捕獲数はかなり上げてはいるものの、個体数が増えていることは止めることはできない状況にあるわけです。これに関しては、東京大学の宮下先生の報告などで、ある一定の時期でかなり捕獲圧をかけるようなことをしないと後のほうでたくさん獲らなければいけないというシミュレーションなども出ております。そういったことを考えると、県による捕獲というものももう一度検討する必要があるのではないかという意見が出ております。それが銃によるものだけかどうか、いろいろあると思います。今、わなのほうも、柵で囲うようなわなとか、あるいはシカ用のわなとか、そういったものはあまりない状況です。ですから、そういったものを県のほうで技術的に指導するとか、あるいは貸し出すとか、そういったこともあるでしょうし、もうちょっと県のほうでもやれることをやったらどうかという意見は出ておりました。

いずれにしても、ニホンジカの被害額自体は減ってはいるのですが、数は増えて、それが止まっていないという状況ですので、狩猟捕獲数は増えているものの、何か対策をとっていかないといけないということですので、そのあたり、県のほうとしてもご留意いただければと思います。

以上でございます。

柿澤部会長　吉田先生の中で、県による捕獲と市町村による捕獲ということで、「資料」の2

のところですが、県による捕獲を狩猟というふうに考えてよろしいわけですか。

吉田委員 いえ、違います。

狩猟はあくまでも狩猟者の猟期の捕獲で、県による捕獲というのは、市町以外に県が捕獲の計画をつくって捕獲するというのを平成 17 年までやっていたわけです。

柿澤部会長 それはこの統計にありますね。県は平成 17 年までありますね。わかりました。

この個体数が爆発的に増えている状況で、県のほうはまた参加するということは考えていらっしゃるのですか。

渡邊自然保護課長 ご存知の方も多いかと思いますが、県による捕獲数の調整、市町村がやる有害捕獲とは別に県が直接委託してやっていた事業が 17 年度まであったのですが、県が別にサルをやっておりまして、18 年度に県のサルの捕獲事業の中で死亡事故が起きてしまったということで、18 年度からサルに加えシカも県による捕獲をやめている状況にあります。銃もそうですし、わなとかそっちも一切県は手を引いてしまったという状況にございます。

ただ、ニホンジカにつきましては、最新の統計の数値は、さらに生息数が多くなっているというのが出ていまして、最低 2,000 頭以上は獲っていかないと増える傾向は止められないということもございます。市や町の有害鳥獣捕獲も一生懸命やられていて、今年はまだま結構獲れたのですが、来年この傾向がずっと続くとは考えられませんので、市とか町以外でやるとなると、もう県しかないと考えています。ただ、すぐ銃器というわけにはなかなかいかないと思います。まずは銃器以外のところから県も入らざるを得ない状況と認識しております。ただ、予算のこともあるので、今、明確には答えられませんが、自然保護課の認識としてはそういう認識を持っております。

柿澤部会長 吉田委員、それに関しては。

吉田委員 今、課長からお答えがあったとおりでありますが、すぐに銃器による捕獲を復活しろということだけでなく、わなによる捕獲で市町で十分できていない部分もありますので、そういったところからでもとにかく検討を推し進めていただければありがたいと思います。

羽山委員 千葉県の特定期間をちゃんと勉強していないものですから教えていただきたいのですが、16 ページの真ん中ぐらいに「将来に維持すべき目標頭数 1,000~1,500」と書いてあるのですが、将来というのはいつ、目標年度はいつごろを設定されたのかということ。

それから、今、市町が中心になって捕獲されていますが、多分、毎年の年次の目標数が出てくると思いますが、それを市町に対してどういう形で示されているのか。例えば割り当てているのか、ここまでは獲っていいとか、何かそのあたりの仕組みを教えてください。

伏見鳥獣対策室長 まず、目標頭数 1,000~1,500、これは何年度という具体的なものはございません。この 1,000~1,500 に目標設定したというのは、このぐらいまで落とせばそれ以後爆発的に増えない、現状維持できるであろうという数字です。ですから、今の 5,000 頭余りから 1,000~1,500 まで落としていくことが目標で、現実的な狩猟あるいは有害捕獲で獲れるのが、さっき課長から申しましたとおり 2,000 頭が上限であろうということで、この 1~2 年で即 1,000~1,500 に持っていけるということではありません。

羽山委員 2,000 という数は、市町に対してはどのようなお示しをされているのでしょうか。

伏見鳥獣対策室長 そういう割り振りも具体的にはございません。

渡邊自然保護課長 市と町に割り振って一生懸命やってもらうために県ももっと補助するとか、

支援制度を設けるべきではないかという議論もございましたが、検討の結果、それは適当ではないだろうと。市、町に対し県のほうの計画で割り当てというのは適当ではないだろうということで、具体的な割り当てとかそのところは決めておりません。

羽山委員 非常に心配だなと思いますのは、私自身は、今、神奈川県のカシの管理計画にずっと携わってきているのですが、面積的には丹沢と房総丘陵は同じぐらい。10年ぐらい前に遡って、4,000から5,000いくかどうか、ちょうど今と似たような時期から始めているのですが、このぐらいの面積で5,000という数がしばらく続くと、完全に下層植生が破壊されてしまうので、防災上も危険な状況になりますし、もちろん生物多様性の保全にも大きな影響があります。だから、これはある意味相当緊急度が高い対策ではないかという気がするのです。そういう意味ではもう待たないという段階と認識した上で、きちっと科学的に、この地域ではこのぐらい獲らなければと。そのために市・町や狩猟者の方の努力にも限界があるでしょうから、不足する分をどういう形で補わなければ実行できないので、それを県がやるかどうか別として、何かそういう枠組みに変えていく必要があるのではないかという気がいたしました。

柿澤部会長 確かに羽山委員のおっしゃるとおりで、去年だか、1,700頭獲ってなおかつ7,000頭まで増えているという状況ですね。かなり危機的なおっしゃるのはよくわかるのですが、吉田委員、そこら辺のところ、思い切った検討委員会での委員長としてのお考えはここで話せるかどうかはあれですけども、適正というか、何頭に抑えていくのがいいのかというようなことは当然議論されていると思うのですが。

吉田委員 それは、16ページの特定鳥獣保護管理計画の真ん中あたりに書いてありますように、17年にこの計画をつくったときに1,000~1,500というのは、千葉県の場合、ユニットごとに大体このぐらいが平均的な頭数ということ計算して、合計するとこのぐらいの頭数であれば、農業被害というのは、シカがいる限りは全くゼロにはなかなかならないのですが、でも農業地帯まで広く入り込むという形ではなくて、房総の山の中で先ほど羽山委員が言われたような下層植生まで破壊しないような形で生息している。今度、逆にそれを割り込んでしまうと減っていってしまいますので、ちょうどいいぐらいの頭数が1,000~1,500ではないかという議論をして、これを決めました。

ただ、この頭数に減らしていくには相当獲らなければいけません。それは皆わかっているのですが、今の千葉県の中の狩猟者の数とかそういったキャパシティからいって、市町で獲っている数でも、今かなり相当頑張っていると思いますが、とても追いつかない。できれば、本当は2,000頭以上獲りたい。特定鳥獣保護管理計画の委員会の中でも、例えば自然保護団体が反対しているわけではなくて、自然保護関係の団体の委員の方もみんな賛成、むしろそういう植生保護のためにも必要とおっしゃってくださっているのですが、そのキャパシティが追いつかないというのが現状です。

柿澤部会長 何倍にもなって、確かにこれは問題で。

羽山委員 もう1点、非常に大きな懸念があるのは、これは現実に神奈川でも起こってしまったのですが、ある程度の数に落とすことは、努力すればある程度のところまでは落ちるのですが、いま丹沢では、徐々にですが植生回復が始まっています。結果的にどんどん裾野に分布域が拡大していってしまうのです。分布域をある程度管理することに成功した都道府県は、多分ないと思います。

柿澤部会長　それは狩猟圧か何か。

羽山委員　密度を下げるのはいろいろな方法、やり方はあるのですが、広がり止めるとするのは非常に難しく、結果的に神奈川の場合も、里山からすぐ住宅地ですので、現実に今、住宅地の中にシカが侵入するとか、あるいは川沿いに南下して河口部分に定着してしまうとか、そういう生活環境の中にシカが侵入してくるという事態が起こっています。ここが一番難しいので、ましてや住宅地域の中で銃は使えないものですから、そういう意味では、房総も丘陵部から今どんどん里にシカの分布域が広がってきているようですが、このままいくと人身との問題というか、農業被害全体は下がるかもしれませんが、結果的には生活環境への被害が出る可能性があるんで、これは単に狩猟者の方に「とにかくお願いします」という段階は過ぎていると思います。やはり専門の、それこそ日常的に捕獲する方を例えば確保するとか、何かそういう全く今までと違う手法を見出さないともう歯止めはかけられないなというのが多分実態ではないかと思います。

柿澤部会長　いろいろな問題点が明らかになって、そこら辺のところは、検討委員会のほうで今後もう少し論議していただくとして、県も全面的に出ざるを得ないというような、そういう状況に追い込まれていくことは考えられますが、それについては県はどうお考えですか。

渡邊自然保護課長　本日の議題は狩猟に関してであり、これは安全のことも考えて狩猟者の承認制度でやっていきたいというのですが、シカ全体のことについては、先ほど申し上げましたとおり、現状のままでは増加は食い止められない。それは喫緊の問題であると認識しております。

柿澤部会長　そのほかの委員の方、何かございますか。

亀田委員　銃でやるのと、わなとか網とかありますね。それがかなり少ないのですが、イノシシもそうなんだけど、わなとか、そういった銃以外の獲り方というのは、研究というか、どうなっているのか教えてもらいたい。前に聞いたんだけど、大きさがどうか、わなとか、そういうのがあるんだけど、そのわなが現実に使うものとちょっとかけ離れているというのも聞いたことがあるんですが、その辺のところにもっともっと力を入れていくとか、今どういうふうに関係とかその辺は県としてやっているのかということ伺いたい。

伏見鳥獣対策室長　有害捕獲については、わなは割合としては大きい。狩猟のほうは、当然、銃猟が多い。例えば資料の3ページにありますように、銃猟がかなり比重が大きいです。それからイノシシの捕獲も、思いのほか、ここにデータは具体的なものはありませんが、わな猟による捕獲が半分以上あります。かなり量が多いです。

それから、今お話に出た何らかの研究ということですが、具体的な研究はまだできておりません。わなの場合に、かかりづらいというか、その辺の問題もちょっとあるようです。例えば大型のわなにどうやって追い込むかとか、それは研究中というか、研究しようという状況です。

亀田委員　鴨川であったのですが、このごろ、車とぶつかって死んでいるとか、ゴルフ場に行ってもシカが親子で歩いているとか、ものすごく増えた。いずれにしても、こっちのほうもこれから森林、山の機能を回復というか、守っていこうとしてやってはいるんだけど、ヒルが多くて多くて、ものすごい増えているという実感がある。あそこでパンパンやるのはちょっと危ない。ただ、そのようなわなとか、そういったものをもう少し研究して

いただきたいというのがある。

あとは、さっきいろいろな話がありましたように、もう少し科学的にやって、この文章はこれでいいけれども、内容をどうやっていくか、政治的にもどういうふうにやっていくのかということ、県のほうからきちっと打ち出さないとまずいのではないかという気はしますね。

鈴木委員　今、いろいろ、わなの話が出ていますが、くくりわなとかいろいろあるのですが、狩猟法で、まず安全、事故のない、そういう目的でできておりますので、直径が小さくなってなかなかかからない。わなでの捕獲はシカに関してはなかなか難しいのかな。そういう考えをしております。

一番の問題は、先ほど課長さんからも話がありました、有害鳥獣すべて、シカのみならず、羽もあり足もあるわけで、市町村単位で何頭獲りなさいと言っても、従事する人の都合もありますので。きょうこちらでやったシカはあちらへ逃げてしまいます。あちらでやったら、今度はこちら。18年度に我々猟友会がああいう事故を起こしてしまって、県のほうも中止という状況に追い込まれてしまったわけですが、やはり県下一斉に組織的に、そして一斉にやらないと、適正数にはなかなか持っていくことが難しいのではないかと、そのように猟友会としては考えております。

伏見鳥獣対策室長　ただいまの市町村別の捕獲方法、手元にありませんと申し上げましたけれども、シカの有害捕獲ですが、銃器が20年度で495頭に対して、わなによるものが1,100ぐらいの割合です。ですから、わなによる捕獲は意外に多いということをご理解ください。

羽山委員　これはほとんど、くくりですか。

伏見鳥獣対策室長　くくりわなは709。具体的にどういったものかはわかりませんが、くくりわなという分類になっています。残りは、箱わなで239、その他111。あと囲いわなが6。ただ、囲いわなは意外にシカを捕まえるのは難しいという話は聞いております。

鈴木委員　くくりわなというのは、狩猟期間中ははずさなければならぬんですよね。そうしますと、狩猟期間中以外でそれだけの捕獲数があったとすれば、かなりの……。

伏見鳥獣対策室長　これは有害捕獲です。

鈴木委員　でも、狩猟期間中はその地域ははずさなければ危ない。一般狩猟者が入りますので。そういうような運用になっているんです。

伏見鳥獣対策室長　県民センターによっては許可を出しているところがあるようです。

柿澤部会長　議論が尽きないと思うのですが、置かれている状況は大変厳しいということはわかりました。

勝山委員　狩猟についてはいいのですが、獲っても獲っても増えているというところは、基本的に将来的に考え方をしっかり持って、それに沿ってやっていくべきだなと思います。

小野田委員　決めてやっていくよという話のときには、それなりの実行体制というのはものすごく大事だと思うのです。その辺は県のほうで努力してもらいたいと思います。

柿澤部会長　今回出てきている議案に関しては異論はないのですが、このままでは済まない。どういうふうにしていったらいいかということについて、この審議会としても、保護管理対策委員会についても、県に対しても、来年また出てくると思うのですが、それまでもうちょっと前進するような対策を立てていただきたいということで、この議案に関して原

案どおり認めるということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

柿澤部会長 異議なしということで、原案どおり承認することといたします。

今回いろいろ宿題があったり、いろいろな問題点が明らかになったわけですが、それはそれぞれ専門の個別の委員の方に相談したりして、少しでも前進するように行ってほしいと思います。

6. そ の 他

柿澤部会長 それでは、「その他」に入ります。

羽山委員 私は千葉県のスルの検討会の座長をさせていただいておりますが、今回の有害捕獲での銃器での死亡事故は、前回、県のほうでもあったわけですが、これは保護管理計画をつくった最初の段階で、千葉県の長い歴史の中で今の体制ができてきたと思うのですが、結果的には銃器を使った個体数調整によって群れ数が非常に増えてしまった。それから分布域が2割以上拡大してしまった。これは実は他県でも全く同じ現象が起っています。

最近になって、このやり方では被害なり分布域の拡大をなかなか止められないということで、スルは群れをつくる動物ですので、群れを分裂させないような、つまり群れを攪乱させないような捕獲で、最終的には群れを小さくするなり、あるいは消滅させるなり、こういう手法がどうしても必要になるということがわかってきて、ここ数年、各地でいろいろ実験が始まっています。基本的には出産経験の多いメス以外の個体を選択的に例えば檻で獲るとか、地域によってはエアライフルを使っているところもあるのですが、そして最終的に、群れを分裂させないぐらいの大体30頭、40頭、そのぐらいのサイズに調整していくとか、場合によっては群れ全体を獲り尽くすとか、そうやって群れごとに管理していかなければなかなか対策が進まないということがわかってきました。

ですから、こういうタイミングでというのは非常に不幸な話ですが、この際、千葉のスルの管理に関しては、シカとかイノシシとは違う手法を導入すべきではないか。これは実際に捕獲に従事される方にとっても非常に不幸な話なので、ぜひ方針転換をご検討いただきたいと思います。

柿澤部会長 羽山先生は、スルの対策委員会の座長をしていらっしゃると思います。私たちがどうのこうのという問題ではないのかもしれませんが、審議会としてそういう意見が出たということで、県のほうもその点について考えていただいて。

渡邊自然保護課長 ご助言をいただきまして、我々も認識しておりまして、スルの第2次保護計画では、群れごとの行動を把握する、群れごとの管理という取り組みにしておりまして、一番悪さをする群れとか、最初に捕まえなければいけないような群れ、そういうことで駆除をやっていくということは一つの考え方でありまして。

これは予算のことなのでできるかどうか別にしまして、白浜のほうで外来のスルであるアカゲザルの捕獲に取り組んでいるのですが、これは大型の囲いわなで、これは専門家にお願いしているのですが、この冬1回に百何頭入ったとか、そういった実績も出ていますので、方向としては、悪さをする群れを基本的に一網打尽にしてしまう大型の囲いわなというのも一つあるのかなど、内部的には考えているところです。

羽山委員　いずれにしても、それは群れごとに管理方針なり目標をつくらないと。大型檻を使うというのも、メリットもありますが、デメリットもあるのですね。結局、長期間にわたって餌付けをしなければいけない。全群捕獲するまでの間に群れが分裂したらどうするのかとか、そういう幾つかの課題がありますので。ですから、当面は小型檻で対応するというのが現実的ですし、即効性があると思います。

柿澤部会長　サルもシカもいろいろ問題が多いですが、少しずつでも前進していくような形で皆さんの議論をいただきたいと思います。

そのほか、何か事務局からございますか。

伏見鳥獣対策室長　ございません。

柿澤部会長　それでは事務局にお返しいたします。

司会　柿澤部会長、どうもありがとうございました。

7. 閉　　会

司会　委員の皆様には、本日はお忙しい中をご出席いただき、長時間にわたるご審議をいただき、まことにありがとうございました。

本日の千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会といたします。今後ともよろしく申し上げます。きょうはご苦労さまでした。

— 以上 —